

生活困窮者自立支援制度 ニュースレター

都道府県知事及び市町村長の皆様

生活困窮者自立支援法がこの4月から施行され、全国901の自治体で事業がスタートしました。各自治体での施行状況はいかがでしょうか。全国の状況をまとめましたので、「ニュースレター」特別号として、皆様にお届けします。

この制度は、「制度の狭間」に置かれてきた生活困窮者、そして複合的な課題を抱えている生活困窮者に包括的な支援を提供するものです。

自立相談支援事業などの必須事業と、就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業などの任意事業から成り立っていますが、包括的な支援を提供するためには、必須事業だけでなく、各種任意事業を地域の実情に即して積極的に展開していくことが必要です。これらの任意事業を組み合わせた展開は、生活困窮者の自立に向けて、重要な鍵を握るものですので、是非とも積極的な取組をお願いします。

また、包括的な支援を提供するには、担当部署だけではなく、全庁的に、あるいは広く地域の関係者と協働して取り組む体制づくりが必要です。こうした体制づくりこそ、皆様のリーダーシップが必要とされる分野でありますので、是非とも御高配をお願いします。

生活困窮者自立支援制度は、様々な課題を抱える生活困窮者の自立と参加を支援しながら、生活困窮者が支えられる側から支える側に回り、さらには皆が支え合う地域を創っていくものであり、地方創生・地域づくりという観点から、誠に大きな可能性をもっている仕組みです。生活困窮者への支援の輪が地域において広がりますよう、今後とも、よろしくお願い申し上げます。

生活困窮者支援の予算

生活困窮者自立支援制度は、今年4月1日、国費400億円、総事業費612億円でスタートしました。
この予算を活用いただき、効果的に事業を実施していただければと思います。

＜生活困窮者自立支援制度関係予算＞

	事業名	予算計
(負担金)	自立相談支援事業 被保護者就労支援事業 住居確保給付金	218億円 (290億円)
(補助金)	就労準備支援事業 被保護者就労準備支援事業 一時生活支援事業 家計相談支援事業 子どもの学習支援事業 等	183億円 (322億円)
	合 計	400億円 (612億円)

※ 計数は四捨五入による。()書は総事業費。

＜各事業の国庫負担・補助基準額＞

(単位:千円)

人口規模	基本基準額				4事業合計
	自立相談	就労準備	家計相談	学習支援	
2万人未満	5,000	5,000	3,000	3,000	16,000
2万人以上～3万人未満	7,000	6,000	4,000	4,000	21,000
3万人以上～4万人未満	9,000	7,000	5,000	5,000	26,000
4万人以上～5.5万人未満	10,600	8,000	7,000	6,000	31,600
5.5万人以上～7万人未満	12,500	9,000	8,000	8,000	37,500
7万人以上～10万人未満	14,500	11,000	10,000	9,500	45,000
10万人以上～15万人未満	18,500	14,000	12,000	11,000	55,500
15万人以上～20万人未満	22,500	17,000	15,000	14,000	68,500
20万人以上～30万人未満	30,000	20,000	18,000	16,000	84,000
30万人以上～40万人未満	38,000	25,000	20,000	18,000	101,000
40万人以上～50万人未満	48,000	30,000	23,000	20,000	121,000
50万人以上～75万人未満	65,000	35,000	28,000	30,000	158,000
75万人以上～100万人未満	90,000	40,000	30,000	38,000	198,000
100万人以上～200万人未満	140,000	50,000	40,000	50,000	280,000
200万人以上	190,000	60,000	50,000	65,000	365,000

○ 制度の要となる自立相談支援事業など、国庫基準を勘案した人員体制を組むことが重要です。

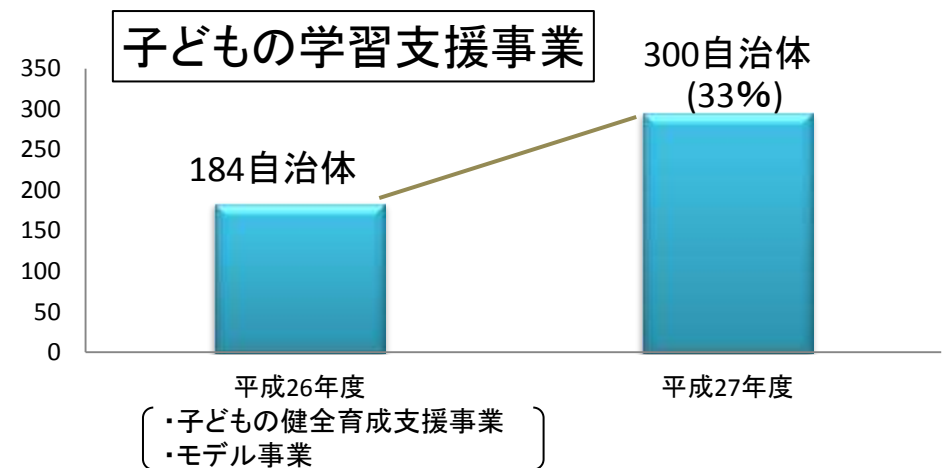
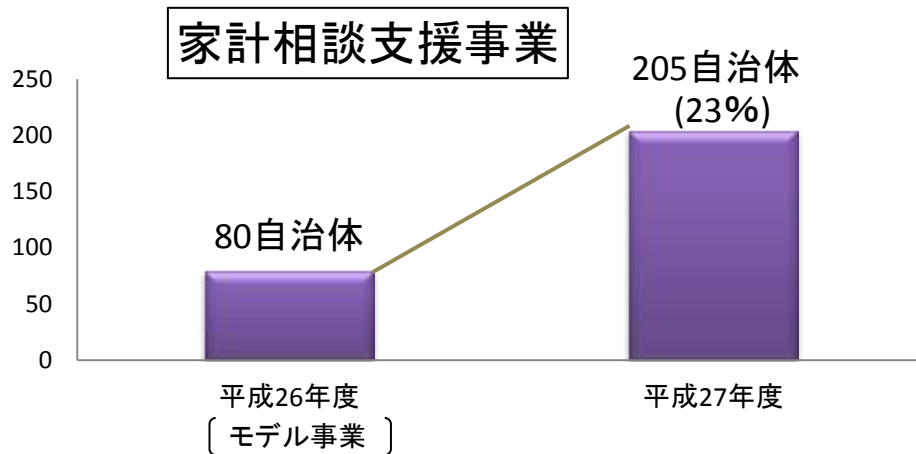
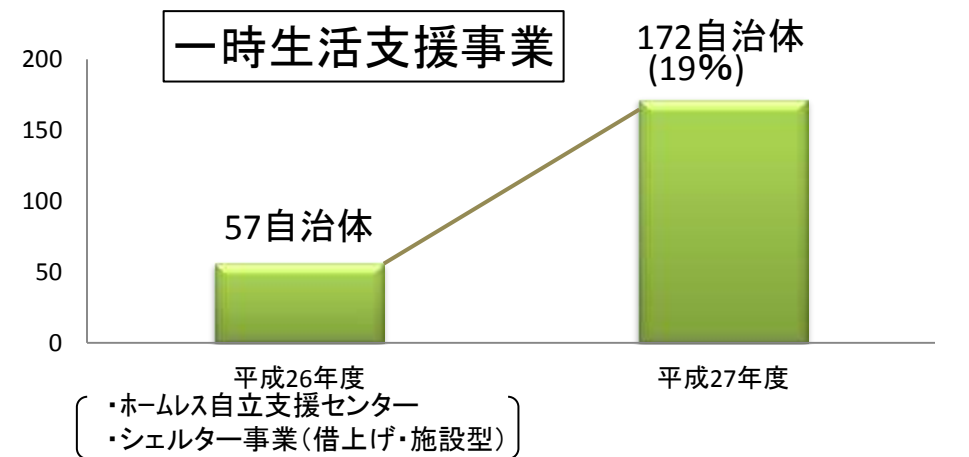
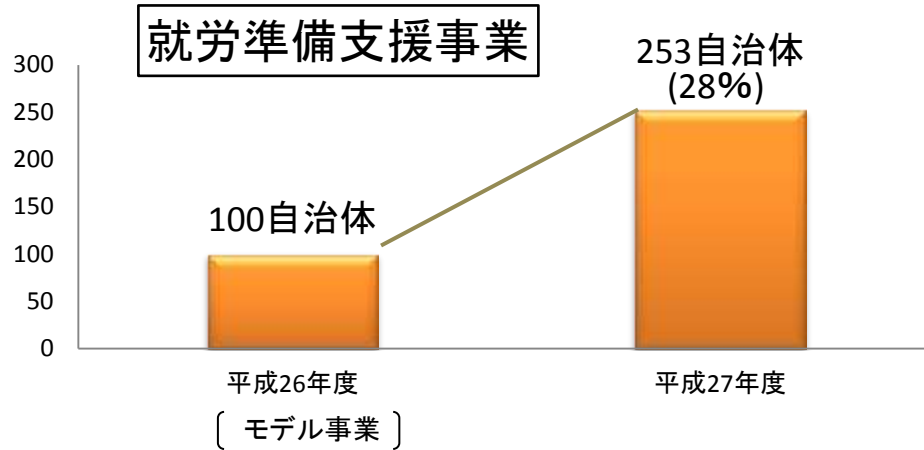
○ 任意事業に取り組めば、より充実した体制で事業を展開することが可能となります。

※例えば、人口10万人の場合、自立相談支援事業だけなら1,850万円の事業費ですが、任意事業に取り組めば、最大5,550万円の事業が組めます。

生活困窮者支援が大きく拡充しています

これまでになかった事業や予算事業として行われていた事業が任意事業として法定化され、今年度、実施自治体が大幅に増加しました。

※H27. 4. 1現在(実施予定を含む)

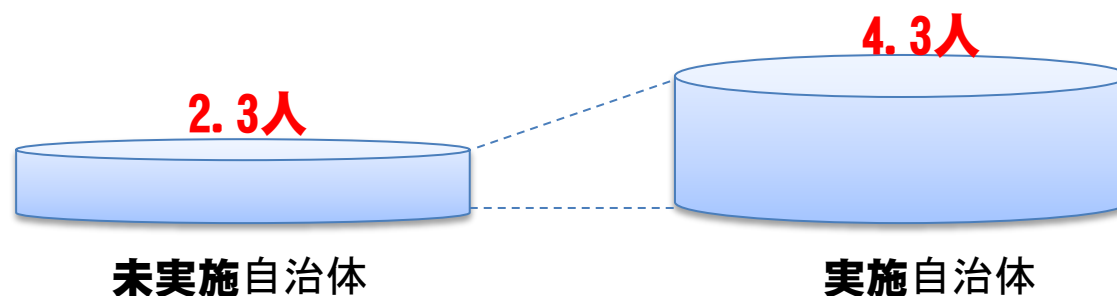


- 包括的な支援を実現するため、「出口」となる任意事業を適切に組み合わせることが重要です。
- 今年度は追加協議も行っているところです。年度途中からの実施も含め、更に積極的に事業の実施・充実について検討いただきたいと思います。

任意事業が持つ自立支援効果① 就労準備支援事業

- ひきこもり等、手厚く集中的な支援なくしては就労しにくい層が、就労準備支援事業を経ることによって就労の可能性が広がります。就労準備支援事業を実施しないと、こうした対象者に対して自立相談支援事業や中間的就労で支援せざるを得ず、支援体制として非効率になります。

1. 事業実施自治体・未実施自治体の就労・増収者数の違い



約2倍の開き!!
= 就労準備支援事業自体の効果のほか、同事業があることによって、全体としての効果を生んでいると考えられる

2. 就労準備支援事業利用者の就労・増収率

就労・増収率	40%以上	25～40%	25%未満
自治体数	4自治体	6自治体	3自治体

一般就労から距離のある層を対象とする就労準備支援事業であるにも関わらず、目標目安値である40%を超える自治体が3割、25%以上の自治体まで含めると8割近い。

※平成26年度モデル事業実績より。制度施行前であり事業の運営方法が未確立であった中でもはっきりと効果が現れている。

※ 1については、評価実施プランにおける就労・増収者数を就労準備支援事業実施自治体／未実施自治体間で比較し、人口10万人当たりに換算。未実施自治体分は52自治体、対象プラン数786件、実施自治体分は同65自治体、1,849件。

2については、就労準備支援事業を利用したプランが10件以上あった13自治体における、事業利用者の就労・増収率を比較。

- 就労準備支援事業を実施している自治体では、就労・増収者数の増加などの効果が出ています。
○ 特に、多くの人が本事業を利用した自治体では、その効果が大きくなっています。

任意事業が持つ自立支援効果② 家計相談支援事業

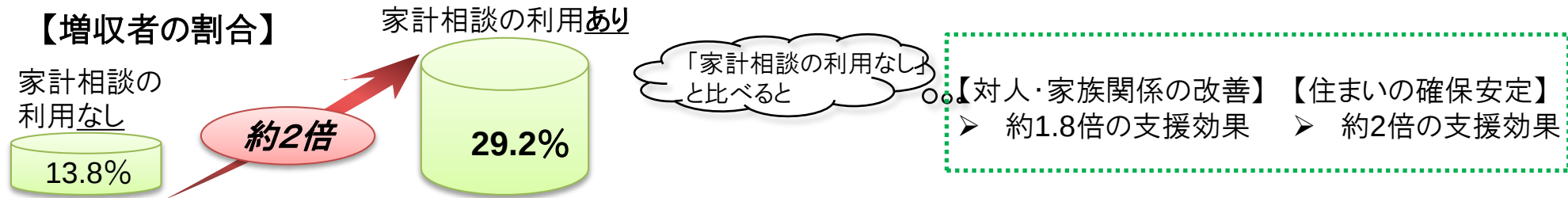
- 多くの生活困窮者は、家計に関し何らかの課題を抱えています。
- 家計相談支援事業の効果は、家計改善に関する効果だけでなく、就労収入の増加や対人関係・家族関係の改善といった、様々な点に表れています。

モデル事業から見た効果

生活を立て直すために7～8万円の収入増が必要となると、ハードルが高い場合もある。が、家計相談を利用すると・・・

- ⇒ 例えば、必要な収支改善が6万円と明確化され、更に3万円の節約が可能となれば、実は必要な収入増は3万円とわかる。
- ⇒ 3万円の増収であれば、就労時間や日数など働き方を少し見直すことで、収入を増やせる可能性がある。本人の意欲向上につながり、また、増収に向けて求職活動を行う場合でも、就労先の選択肢が増える。

【増収者の割合】



『レシート』は語る

→家計相談をきっかけに、本人が語りたがらない生活の一端や、中々明らかになりにくい相談者の抱える課題が見えてくる。

<相談者の家計(レシート)から見える課題と支援>

事例①:大家族の主婦なのに、夜10時過ぎに買物!?

【課題】帰宅したくないほど家族関係が悪化していた

【支援】子と親の状況確認を行い(市の高齢者、児童関係部門)、定期的な面接支援へ

事例②:買い物内容は一見質素だが、毎日チューハイを大量購入!?

【課題】家族にアルコール依存症の者が存在

【支援】受診支援に向けて自立相談支援事業と連携

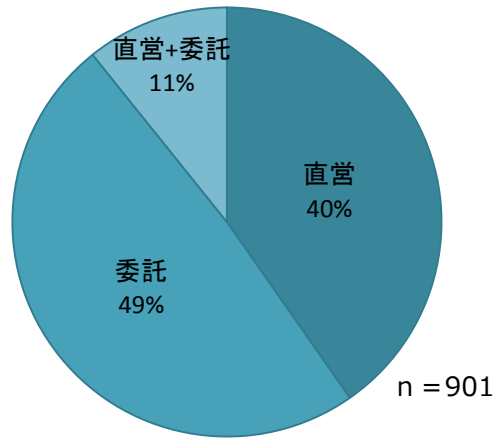
- 家計相談によって自立後再び困窮状態になることを予防できるほか、税、保険料などの滞納解消にもつながります。

相談者が支援につながりやすい事業の運営

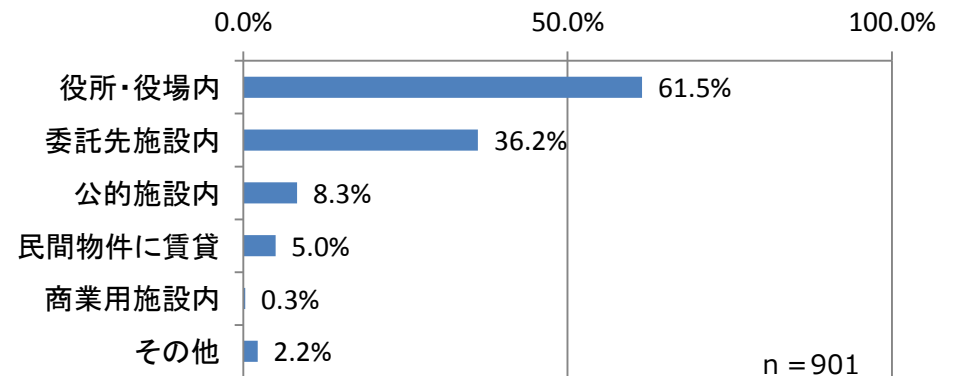
- 自立相談支援事業の運営方法についてみると、直営方式が4割、委託が約5割となっています。
- 事業の実施場所については役所・役場内が約6割、委託先施設内が4割弱となっています。

※平成27年4月1日時点

(1) 運営方法



(2) 実施場所（複数回答）



- 事業の運営場所は、生活困窮者の相談のしやすさに直結すると考えます。
- 直営方式にも委託方式にもメリット・デメリットがありますが、引き続きより効果的な実施方法についてご検討いただければと思います。

自治体における就労支援① 地元企業に役立つ大きな可能性

- 地元企業の皆さんから、人材確保に悩んでおられる声を聞かれたことはありませんか。
新制度では、自治体で本格的に就労支援に取り組んでいただきますが、生活困窮者のためだけでなく、地元企業に喜ばれる就労支援を目指せば、地域・産業振興にもつながる大きな可能性を秘めています。

企業支援の視点での就労支援 ～大阪府豊中市の取組～

市が自ら企業支援を行いながら、生活困窮者を受け入れる事業所を開拓し、無料職業紹介事業を実施。毎年約300～400社が求人を提供している。

ポイント①: 求人、雇用管理改善などの企業支援の視点

- 実施主体である自治体において、商工会議所や地域の経営者協議会等と連携して、就労準備支援事業、就労訓練事業、一般就労の受け入れ先の開拓を行う。
- そのために、例えば、市の施設で合同面接会やワークショップを開催するなど企業の人材確保に協力するといった企業支援を併せて行っている。また、企業開拓には企業で採用を担当していたOB等を活用。

ポイント②: 業務の分解

- 企業を実際に訪問し、生活困窮者が従事することができる業務を切り出すことにより、これまで採用が難しかった企業の求人ニーズを充足することにつながる。
また、生活困窮者の企業への紹介に当たっては、相談者の強みをPRLし、就労につなげる。

ポイント③: 定着支援

- 就労は定着が鍵であり、そのために、面談を行うなど一定期間本人と企業の間に入りフォローを行う。こうした活動が企業との信頼関係を醸成する。→本人支援とともに企業支援を行うことにより、地域・産業振興を強化する。

自治体における就労支援② 地域づくり

- 生活困窮者支援は、本人の自立のみならず、支えられる側が支える側に回る、地域において不足する労働力に活用、地域づくりとなる、といった効果があります。

中間的就労の場としての漁網の整網(北海道釧路市)

- 地域の漁業の事業者と協力して、生活困窮者の就労を支援。特に担い手が不足している漁網の整網に生活困窮者が従事。

(ポイント1)まず、僅かな報酬であっても地域に居場所を見つけ展望を持つことで、中間的就労、一般就労といった次のステップに向かっていく。そうしたステップアップを丁寧に支援。

【相談件数:893件(H25.6～H26.5、釧路市生活相談支援センター)】

(ポイント2)生活困窮者の中間的就労の場の確保とともに、地域に不可欠な漁業の担い手不足の問題にも対応。

※ 地域によっては、このほか、農業の担い手不足や荒れた山林の保全といった地域課題、更には高齢者の見守りや買い物支援など増大する要介護ニーズへの対応として、生活困窮者が地域の一員として参加することが考えられる。



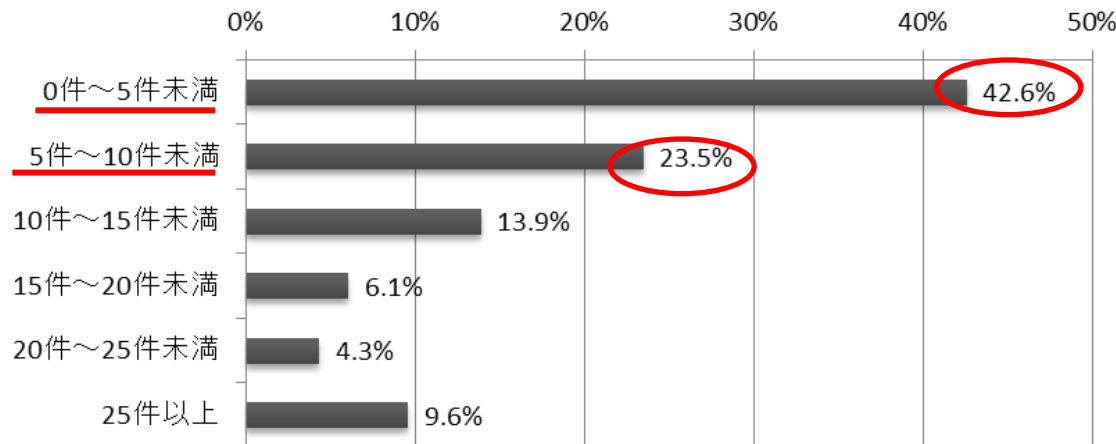
漁網の仕立て作業等

- **新制度は、単なる個人への支援制度ではなく、「地域で支えられていた人」が「支える人」に回るための面的な支援を行う仕組みとして、各地方自治体が創意工夫に基づいて活用できるものです。**

相談支援につなげる取組の必要性

○ モデル事業の実施状況を見ると、支援が必要な方が十分相談につながっていない状況が見受けられます。関係部署・機関との連携体制を構築し、支援を必要とする方を発見し、支援につなげることが重要です。

(1) 新規相談受付状況（115自治体における平成26年4月～12月の人口10万人当たりの月間平均件数）

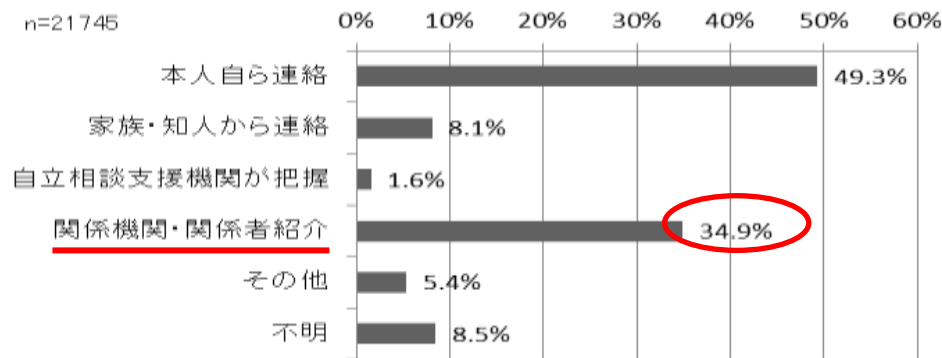


※事業の評価については、自治体において経済的効果のみならず幅広く行っていただくことが重要。その前提で、国においては、今年度、以下の目安値を参考として設定。

＜人口10万人・一月当たり＞

- ・新規相談受付件数：20件
- ・プラン作成件数：10件
- ・就労支援対象者数：6件
- ・就労・増収率：4割

(2) 相談経路（複数回答）



本人が自らSOSを発することが難しいことから、関係機関・関係者からの紹介が重要。そのための連携体制を構築する。

切迫した生活困窮者を相談につなぐ連携体制の構築—A市の事件から見える課題—

- 昨年9月、家賃滞納により県営住宅から退去を迫られた母親が、追い詰められ娘を絞殺する事件が発生しました。
- これを制度の課題として受け止めた場合、庁内および庁外関係機関と連携していれば、防ぐことができた事案と考えられます。

事件の概要（報道より）

- 母親(女性40代)は、娘(中学生)との二人暮らし。県営住宅で暮らしていたが、2年前から家賃が支払えなくなり、訴訟後、立ち退きへ。
- 県営住宅の支払いの督促状には「事情がある場合は相談に応じる」と記されていたが、母親が県に家賃の相談をすることはなかった。
- 母親は、国民健康保険の短期被保険者証の手続きをし、促されて生活保護の担当窓口にも行っていたが、制度概要は聞いたものの以後相談することはなかった。

【事例から見える課題】

- 母親は複数の相談窓口に行っていたが、問題の解決には至っていなかった。
- 母親がさまざまな制度を一人で調整することは容易でなかったと推察される。
- 各相談窓口で得られた情報が、他の関係部署と共有されることはなかった。
- ほかに利用できる制度があった可能性もあるが、本人に必要な情報は届かなかった。

必要な取組

① 庁内体制、関係機関との連携体制の構築

- ・ 連携不足がときに生命に関わる問題となる可能性があることに留意し、緊密な連携体制を構築する。

② 相談窓口における適切な支援の提供

- ・ 主管部局又は自立相談支援機関においては、相談者の話を丁寧にアセスメントするとともに、気になる相談者については本人任せにせずフォローするなど、本人主体による相談支援を実施する。

当該事案は新聞紙上で、『生活困窮 なぜ救えなかった』と大きく取り上げられました。こうした事例はどの地域でも起こり得る**と考えるべきではないでしょうか。**

この新しい生活困窮者自立支援制度は、適切に活用することで、誰もが住みやすい地域づくりにつながるものです。

この制度による支援を拡げ、生活に困窮する方に必要な支援が届くようにするためには、国、自治体、民間団体など、関係者が皆で協働して取り組んでいくことが重要です。

「制度の狭間」にあった生活困窮者に支援を届けるため、今、行動することが大切です。

厚生労働省においては、自治体における取組を支援するため、好事例の伝達、事業の推進に資する資料の提供、会議の開催など、さまざまな取組を行ってまいりますので、引き続き宜しくお願いします。